回覧

平成29年度第2回

空き家移動相談会

空き家を所有していることでお困りのことはありませんか？

突然相続した空き家
活用方法が分からなくて困っている空き家
建物が老朽化して住めなくなった空き家
隣人とのトラブルを抱えている空き家など

空き家を持っていることで様々な悩みを抱えている所有者の方を対象に空き家移動相談会を開催します。
この機会に、お気軽に専門家に相談してみてください。

所有者だけでなく、誰でも参加できる空き家ミニセミナーも開催します。参加自由です。ぜひご来場ください。

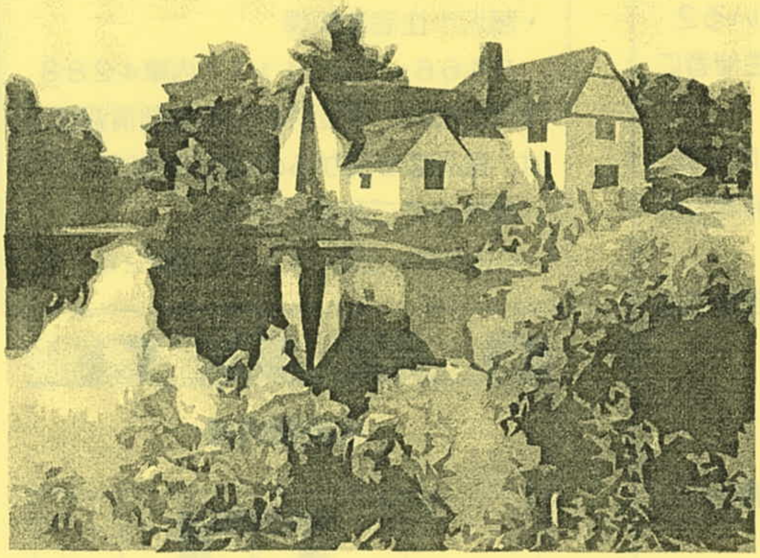

日時 2018年（平成30年）
1月29日（月）
午後1時から4時
場所 片瀬しおさいセンター
（江ノ電「湘南海岸公園駅」徒歩1分）
※公共交通機関をご利用ください。
費用 無料
相談 予約優先ですが、空きがあれば当日でも受け付けます。
※予約は、電話またはメールで

主催
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部
藤沢市住宅政策課

裏面もご覧ください

問合せ・申込み先 藤沢市計画建築部 住宅政策課

電話 0466－25－1111 内線4283
e－mail：fj－jutaku@city.fujisawa.lg.jp

空き家ミニセミナー

空き家をめぐる様々な問題について、ワンポイント解説をします。出入り自由なので関心のあるテーマにご参加ください。空き家所有者だけでなく、誰でも参加できます。

13：00　空き家の管理！何をすればいいの？　住宅政策課
空き家の適正管理と言われるけど、何を、どこまで？

13：30　空き家の境界問題、トラブルを避けるために！　土地家屋調査士会
境界のトラブル、建物を取り壊したときの登記は？

14：00　空き家の相続？忘れてはいけない手続きとは　司法書士会
空き家を相続したとき、しなくてはいけない手続きとは？

14：30　空き家の利活用！そのノウハウとは？　NPO法人すまいる
NPOのノウハウにより空き家がこんな形で蘇る！

14：50　NPO法人だからできる！空き家対策　NPO法人湘南ジモティ
行政でも民間企業でもないNPO法人だからできる事とは？

15：10　空き家の効果的な管理のために！　NPO法人神奈川空家管理組合
空き家管理の負担がNPOの力でこんなに楽になる！

空き家情報提供ブース（参加団体）

〈不動産団体〉

藤沢市と空き家対策に関する協定を締結している2つの不動産団体です。この空き家移動相談会の主催者になっています。

・公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部
・公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部

〈NPO法人〉

空き家対策をミッションにし、市内に事務所を置く3団体です。それぞれ得意な分野があります。

・NPO法人すまいる（事務所　鵠沼海岸）
・NPO法人湘南ジモティ（事務所　片瀬）
・NPO法人神奈川空家管理組合（事務所　湘南台）

〈専門家団体〉

空き家問題は、様々な分野に及びます。その解決のために様々な専門家団体が相談に応じます。

・神奈川県司法書士会湘南支部
・神奈川県土地家屋調査士会湘南第一支部
・神奈川県行政書士会湘南支部

※神奈川県弁護士会は、情報提供ブースを出しませんが、無料相談会には参加します。
※税理士会は、繁忙期のため今回は参加しません。

〈行政〉

空き家の適正管理と利活用の両面からの取り組みを進めています。

・藤沢市住宅政策課
　0466－25－1111内線4283

※そのほか、市役所の市民相談情報課では、様々な市民からの相談を受け付けていますのでご利用ください。
　0466－25－1111内線2573
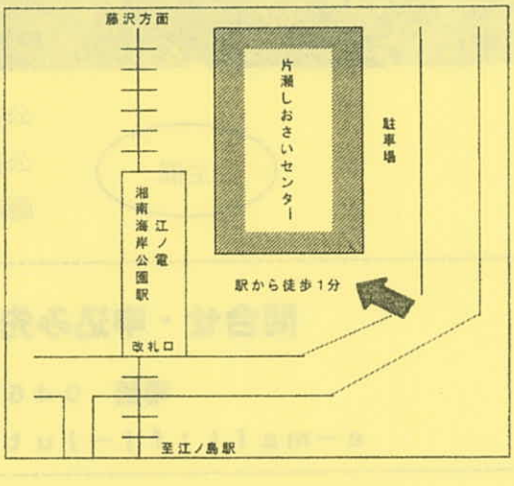
会場案内図